

原 発 本 第 4 2 号

2 0 2 1 年 6 月 8 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、川内原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和58年7月6日付けの58資庁第10017号で認可を受け、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年1月30日付けの59資庁第17525号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16340号、平成元年3月31日付けの元資庁第3507号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成3年5月13日付けの3資庁第3840号、平成5年2月2日付けの4資庁第14734号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成7年5月19日付けの7資庁第4157号、平成8年5月22日付けの8資庁第3207号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第10号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第9号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第21号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第7号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第3号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第26号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第8号、平成15年5月15日付けの平成15・04・22原第5号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第26号、平成16年9月1日付けの平成16・07・20原第6号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第25号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第14号、平成19年5月18日付けの平成19・05・08原第7号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第26号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第19号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第59号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第5号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第11号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31原第11号、平成21年9月11日付けの平成21・08・03原第6号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20原第8号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21原第8号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04原第40号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21原第11号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19原第24号、平成24年3月7日付けの平成24・02・16原第11号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23原第5号、平成24年9月6日付けの20120717原第31号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212002号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306172号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406093号、平成27年5月27日付けの原規規発第1505273号、平成27年8月5日付けの原規規発第15080516号、平成27年11月18日付けの原規規発第1511185号及び平成28年3月24日付けの原規規発第16032421号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702089号、平成29年8月25日付けの原規規発第1708251号、平成30年1月10日付け原規規発第1801101号、平成30年6月26日付け原規規発第1806266号、平成30年12月17日付け原規規発第18121710号、平成31年2月13日付け原規規発第1902135号、令和元年7月5日付け原規規発第1907054号、令和2年3月25日付け原規規発第2003251号、令和2年3月30日付け原規規発第20033014号、令和2年9月

17日付け原規規発第2009176号及び令和2年10月23日付け原規規発第2010231号で変更認可を受けた川内原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更

緊急時対策所（指揮所）の設置に伴い関連する条文の変更を行う。

- ・ 第12条の2（運転管理業務）
- ・ 第13条（巡視点検）
- ・ 第83条（重大事故等対処設備）
- ・ 第87条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）
- ・ 添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準
- ・ 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

(2) 緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（指揮所）に係る使用前検査合格日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

以 上

川内原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

枠囲みの内容については、商業機密に係る事項又はテロ対策
における機密に係る事項であるため公開できません。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設^{※1}を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代經緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設^{※1}を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>・緊急時対策所（指稱所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(巡視点検)</p> <p>第 13 条 当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第 105 条第 1 項で定める区域及び系統より切離されている施設※1 を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第 118 条の 3 第 3 項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>※ 1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※ 2：一定期間とは、1 か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は 7 日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第 13 条 当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第 105 条第 1 項で定める区域及び系統より切離されている施設※1 を除く。）を「運転基準」に基づき巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第 118 条の 3 第 3 項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>※ 1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※ 2：一定期間とは、1 か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は 7 日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（指針所）の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後																																
<p style="text-align: center;">第83条 (重大事故等対処設備)</p> <p style="text-align: center;">83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p style="text-align: center;">(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用モード</th> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要求される措置</th> <th style="width: 20%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※5を動作不能※6とみなす。</td> <td>48時間 48時間 48時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</td> <td>B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※5を動作不能※6とみなす。	48時間 48時間 48時間 速やかに	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに		B. タンクローリの所要数を満足していない場合	B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p style="text-align: center;">第83条 (重大事故等対処設備)</p> <p style="text-align: center;">83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p style="text-align: center;">(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">適用モード</th> <th style="width: 20%;">条 件</th> <th style="width: 50%;">要求される措置</th> <th style="width: 20%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※5を動作不能※6とみなす。</td> <td>48時間 48時間 48時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. タンクローリの所要数を満足していない場合</td> <td>B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※4：代替品の補充等</p> <p style="margin-top: 5px;">※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車 (中容量発電機車及び高圧発電機車)、直流電源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、可搬型電動ポンプ用発電機、取水水中ポンプ用発電機、使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策用発電機及び使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む) いう。</p> <p style="margin-top: 5px;">※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※5を動作不能※6とみなす。	48時間 48時間 48時間 速やかに	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに		B. タンクローリの所要数を満足していない場合	B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																														
モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※5を動作不能※6とみなす。	48時間 48時間 48時間 速やかに																														
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																														
	B. タンクローリの所要数を満足していない場合	B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																														
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																														
モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備※5を動作不能※6とみなす。	48時間 48時間 48時間 速やかに																														
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要数を満足していない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																														
	B. タンクローリの所要数を満足していない場合	B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) 又はモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保水有水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																														
<p style="margin-top: 10px;">※4：代替品の補充等</p> <p style="margin-top: 5px;">※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車 (中容量発電機車及び高圧発電機車)、直流電源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、可搬型電動ポンプ用発電機、取水水中ポンプ用発電機、使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策用発電機及び使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む) いう。</p> <p style="margin-top: 5px;">※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>																																	
<p style="margin-top: 10px;">※4：代替品の補充等</p> <p style="margin-top: 5px;">※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車 (中容量発電機車及び高圧発電機車)、直流電源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、可搬型電動ポンプ用発電機、取水水中ポンプ用発電機、使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策用発電機及び使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む) いう。</p> <p style="margin-top: 5px;">※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>																																	
<p style="margin-top: 10px;">※4：代替品の補充等</p> <p style="margin-top: 5px;">※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車 (中容量発電機車及び高圧発電機車)、直流電源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、可搬型電動ポンプ用発電機、取水水中ポンプ用発電機、使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策用発電機及び使用済燃料ピット水位 (広域) (使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む) いう。</p> <p style="margin-top: 5px;">※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>																																	

緊急時対策所 (指補所) の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
<p>表 83-19 緊急時対策所 (代替緊急時対策)</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間</td> <td>代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ</td> <td>1台×2※1 ※2 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替緊急時対策所当たりの合計所要数 ※2：「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること		適用モード	設 備		モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	1台×2※1 ※2 ※2	<p>表 83-19 緊急時対策所 (緊急時対策所(指揮所))</p> <p>83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運 転 上 の 制 限</th> <th style="width: 30%;">所 要 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が \square kL※2以上あること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間</td> <td>緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>1台※3 1台※3 \square kL※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統に、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ1台が健全であることを含む。 ※2：緊急時対策所用発電機車が運転中及び運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。 ※3：緊急時対策所(指揮所)当たりの合計所要数</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>防災課長 防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク</td> <td>油量を確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数	緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が \square kL※2以上あること		適用モード	設 備		モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	1台※3 1台※3 \square kL※2	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長	<p>・緊急時対策所(指揮所)の設置に伴う変更</p>
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																																								
代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること																																									
適用モード	設 備																																									
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク タンクローリ	1台×2※1 ※2 ※2																																								
項 目	運 転 上 の 制 限	所 要 数																																								
緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	(1) 緊急時対策所用発電機車による電源系1系統※1が動作可能であること (2) 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの油量が \square kL※2以上あること																																									
適用モード	設 備																																									
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	1台※3 1台※3 \square kL※2																																								
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																							
緊急時対策所用発電機車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長																																							
緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																							
緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	油量を確認する。	3か月に1回	防災課長																																							

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考
(3) 要求される措置				
適用モード1、2、3及び4	<p>条件 A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</p> <p>条件 B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合</p> <p>条件 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>条件 A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>A.2 防災課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>B.1 防災課長は、代替措置^{※3}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>B.2 防災課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機を起動可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 防災課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>30日</p> <p>30日</p> <p>10日</p> <p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
適用モード1、2、3及び4	<p>条件 A. 緊急時対策所用発電機からの電源系が動作不能である場合^{※4}</p> <p>条件 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>条件 A. 緊急時対策所用発電機からの電源系が動作不能である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機からの電源系を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>A.2 防災課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>B.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 防災課長は、緊急時対策所用発電機からの電源系を起動可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A.2 防災課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日</p> <p>10日</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>・緊急時対策所(指揮所)の設置に伴う変更</p>
<p>※3：代替品の補充等</p> <p>※4：緊急時対策所用発電機用燃料油貯蔵タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。</p> <p>※5：代替品の補充等</p>				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																	
<p>83-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>(1) 代替緊急時対策所空気浄化系 1 系統^{*1}以上が動作可能であること</td> <td>1 台^{*2}</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>(2) 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であること</td> <td>1 基^{*2}</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備</td> <td>(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>400 本以上^{*2}</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(4) 代替緊急時対策所エアリアモニタの所要数が動作可能であること</td> <td>1 個^{*2}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>1 台^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>1 基^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)</td> <td>1,400 本以上^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>2 個^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸素濃度計</td> <td>2 個^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2 個^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所エアリアモニタ</td> <td>2 個^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型エアリアモニタ (加圧判断用)</td> <td>※ 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：1 系統とは、代替緊急時対策所空気浄化ファン 1 台及び代替緊急時対策所空気浄化ファン 1 基 ※ 2：代替緊急時対策所当たりの合計所要数 ※ 3：183-18-1 監視測定設備において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	代替緊急時対策所空気浄化系	(1) 代替緊急時対策所空気浄化系 1 系統 ^{*1} 以上が動作可能であること	1 台 ^{*2}	代替緊急時対策所空気浄化系	(2) 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であること	1 基 ^{*2}	代替緊急時対策所加圧設備	(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	400 本以上 ^{*2}	居住性確保設備	(4) 代替緊急時対策所エアリアモニタの所要数が動作可能であること	1 個 ^{*2}	適用モード	設備	所要数		代替緊急時対策所空気浄化ファン	1 台 ^{*3}		代替緊急時対策所空気浄化ファン	1 基 ^{*3}		代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)	1,400 本以上 ^{*3}		モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	2 個 ^{*3}		酸素濃度計	2 個 ^{*3}		二酸化炭素濃度計	2 個 ^{*3}		代替緊急時対策所エアリアモニタ	2 個 ^{*3}		可搬型エアリアモニタ (加圧判断用)	※ 4	<p>83-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">運転上の制限</th> <th style="width: 30%;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化系</td> <td>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系 1 系統^{*1}以上が動作可能であること</td> <td>1 台^{*3}</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>(2) 緊急時対策所加圧設備^{*2}が使用可能であること</td> <td>1 基^{*3}</td> </tr> <tr> <td>居住性確保設備</td> <td>(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> <td>1,400 本以上^{*3}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>1 台^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>1 基^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気ポンプ (緊急時対策所用)</td> <td>1,400 本以上^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>2 個^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸素濃度計</td> <td>2 個^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2 個^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所エアリアモニタ</td> <td>2 個^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型エアリアモニタ (加圧判断用)</td> <td>※ 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1：1 系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン 1 台及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン 1 基 ※ 2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ポンプ (緊急時対策所用) 1,400 本以上 ※ 3：緊急時対策所 (指種所) 当たりの合計所要数 ※ 4：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	所要数	緊急時対策所非常用空気浄化系	(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系 1 系統 ^{*1} 以上が動作可能であること	1 台 ^{*3}	緊急時対策所加圧設備	(2) 緊急時対策所加圧設備 ^{*2} が使用可能であること	1 基 ^{*3}	居住性確保設備	(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1,400 本以上 ^{*3}	適用モード	設備	所要数		緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1 台 ^{*3}		緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1 基 ^{*3}		空気ポンプ (緊急時対策所用)	1,400 本以上 ^{*3}		モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	2 個 ^{*3}		酸素濃度計	2 個 ^{*3}		二酸化炭素濃度計	2 個 ^{*3}		緊急時対策所エアリアモニタ	2 個 ^{*3}		可搬型エアリアモニタ (加圧判断用)	※ 4	<p>・緊急時対策所 (指種所) の設置に伴う変更</p>
項 目	運転上の制限	所要数																																																																																	
代替緊急時対策所空気浄化系	(1) 代替緊急時対策所空気浄化系 1 系統 ^{*1} 以上が動作可能であること	1 台 ^{*2}																																																																																	
代替緊急時対策所空気浄化系	(2) 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であること	1 基 ^{*2}																																																																																	
代替緊急時対策所加圧設備	(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	400 本以上 ^{*2}																																																																																	
居住性確保設備	(4) 代替緊急時対策所エアリアモニタの所要数が動作可能であること	1 個 ^{*2}																																																																																	
適用モード	設備	所要数																																																																																	
	代替緊急時対策所空気浄化ファン	1 台 ^{*3}																																																																																	
	代替緊急時対策所空気浄化ファン	1 基 ^{*3}																																																																																	
	代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)	1,400 本以上 ^{*3}																																																																																	
	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	2 個 ^{*3}																																																																																	
	酸素濃度計	2 個 ^{*3}																																																																																	
	二酸化炭素濃度計	2 個 ^{*3}																																																																																	
	代替緊急時対策所エアリアモニタ	2 個 ^{*3}																																																																																	
	可搬型エアリアモニタ (加圧判断用)	※ 4																																																																																	
項 目	運転上の制限	所要数																																																																																	
緊急時対策所非常用空気浄化系	(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系 1 系統 ^{*1} 以上が動作可能であること	1 台 ^{*3}																																																																																	
緊急時対策所加圧設備	(2) 緊急時対策所加圧設備 ^{*2} が使用可能であること	1 基 ^{*3}																																																																																	
居住性確保設備	(3) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	1,400 本以上 ^{*3}																																																																																	
適用モード	設備	所要数																																																																																	
	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1 台 ^{*3}																																																																																	
	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1 基 ^{*3}																																																																																	
	空気ポンプ (緊急時対策所用)	1,400 本以上 ^{*3}																																																																																	
	モード 1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	2 個 ^{*3}																																																																																	
	酸素濃度計	2 個 ^{*3}																																																																																	
	二酸化炭素濃度計	2 個 ^{*3}																																																																																	
	緊急時対策所エアリアモニタ	2 個 ^{*3}																																																																																	
	可搬型エアリアモニタ (加圧判断用)	※ 4																																																																																	
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 55%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化系 (ファン及びフィルターユニット) が動作可能であることを確認する。</td> <td>1 か月に 1 回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所空気浄化ファン (総除去効率) が 99.75% (有機より素) 以上及び 99.99% (無機より素) 以上であることを確認する。</td> <td>1 年に 1 回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3 か月に 1 回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3 か月に 1 回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3 か月に 1 回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エアリアモニタ</td> <td>代替緊急時対策所エアリアモニタの機能を確認する。</td> <td>1 年に 1 回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所エアリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3 か月に 1 回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系 (ファン及びフィルターユニット) が動作可能であることを確認する。	1 か月に 1 回	防災課長		代替緊急時対策所空気浄化ファン (総除去効率) が 99.75% (有機より素) 以上及び 99.99% (無機より素) 以上であることを確認する。	1 年に 1 回	保修課長	代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)	代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長	代替緊急時対策所エアリアモニタ	代替緊急時対策所エアリアモニタの機能を確認する。	1 年に 1 回	安全管理課長		代替緊急時対策所エアリアモニタが動作可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	安全管理課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 55%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>代替緊急時対策所非常用空気浄化系 (ファン及びフィルターユニット) が動作可能であることを確認する。</td> <td>1 か月に 1 回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所非常用空気浄化ファン (総除去効率) が 99.75% (有機より素) 以上及び 99.99% (無機より素) 以上であることを確認する。</td> <td>1 年に 1 回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3 か月に 1 回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3 か月に 1 回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3 か月に 1 回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エアリアモニタ</td> <td>代替緊急時対策所エアリアモニタの機能を確認する。</td> <td>1 年に 1 回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所エアリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3 か月に 1 回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所非常用空気浄化系 (ファン及びフィルターユニット) が動作可能であることを確認する。	1 か月に 1 回	防災課長		代替緊急時対策所非常用空気浄化ファン (総除去効率) が 99.75% (有機より素) 以上及び 99.99% (無機より素) 以上であることを確認する。	1 年に 1 回	保修課長	代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)	代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長	代替緊急時対策所エアリアモニタ	代替緊急時対策所エアリアモニタの機能を確認する。	1 年に 1 回	安全管理課長		代替緊急時対策所エアリアモニタが動作可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	安全管理課長																		
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																																																
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系 (ファン及びフィルターユニット) が動作可能であることを確認する。	1 か月に 1 回	防災課長																																																																																
	代替緊急時対策所空気浄化ファン (総除去効率) が 99.75% (有機より素) 以上及び 99.99% (無機より素) 以上であることを確認する。	1 年に 1 回	保修課長																																																																																
代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)	代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長																																																																																
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長																																																																																
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長																																																																																
代替緊急時対策所エアリアモニタ	代替緊急時対策所エアリアモニタの機能を確認する。	1 年に 1 回	安全管理課長																																																																																
	代替緊急時対策所エアリアモニタが動作可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	安全管理課長																																																																																
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																																																																																
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所非常用空気浄化系 (ファン及びフィルターユニット) が動作可能であることを確認する。	1 か月に 1 回	防災課長																																																																																
	代替緊急時対策所非常用空気浄化ファン (総除去効率) が 99.75% (有機より素) 以上及び 99.99% (無機より素) 以上であることを確認する。	1 年に 1 回	保修課長																																																																																
代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)	代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) の所要数が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長																																																																																
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長																																																																																
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	防災課長																																																																																
代替緊急時対策所エアリアモニタ	代替緊急時対策所エアリアモニタの機能を確認する。	1 年に 1 回	安全管理課長																																																																																
	代替緊急時対策所エアリアモニタが動作可能であることを確認する。	3 か月に 1 回	安全管理課長																																																																																

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

変更後

備考

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合 B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合 C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合 D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合 E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 D.1 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は D.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合 B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合 C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合 D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び D.2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※4：代替品の補充等

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合 B. 緊急時対策所非常用空気浄化系の全てが動作不能である場合 C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合 D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合 E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 D.1 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は D.2 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 10日 10日 10日 10日 10日 12時間 56時間
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合 B. 緊急時対策所非常用空気浄化系の全てが動作不能である場合 C. 緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合 D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 安全管理課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び D.2 防災課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

※5：代替品の補充等

・緊急時対策所(指稱所)の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p>備考</p>	<p>・緊急時対策所（指槽研）の設置に伴う変更</p>										
<p>後変更</p>	<p>第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>表 87-1（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第87条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第83条 (83-19-1)</td> <td>・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統</td> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。</td> <td>点検前^{※3} その後の1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。 ※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p>	関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度	第83条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回
関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度							
第83条 (83-19-1)	・緊急時対策所用発電機車による電源系を構成する共通系統	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。	点検前 ^{※3} その後の1日に1回							
<p>前変更</p>	<p>第87条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>表 87-1（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第87条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。 ※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p>	関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度					
関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度							

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、2020年10月26日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外－）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の工事の工程における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴い、特重施設の設置に伴う本規定施行後、1号炉及び2号炉の燃料装前までに第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）第4項(2)オ、第17条の7（大規模相撲発生時の体制の整備）第1項(2)オに定める施設の使用の開始前に実施する教育訓練を行う。</p> <p>6 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外－）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 緊急時対策所（指挿所）の設置に伴う変更に係る規定については、緊急時対策所（指挿所）に係る使用前検査合格日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>・緊急時対策所（指挿所）の設置に伴う変更</p> <p>・附則第3項から第6項は、適用済のため削除し、第3項を新たに追記する。</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例> (運転管理業務) 第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 発電課長は、原子炉施設（系統より切離されている施設^{※1}を除く）の運転に関する次の業務を実施する。 <中 略> ※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2：運転に必要な監視項目とは、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。</p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例> (巡検点検) 第13条 当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第105条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設^{※1}を除く。）を「運転基準」に基づき巡検し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水及び排気施設 <中 略> ※1：系統より切離されている施設とは、可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2：一定期間とは、1か月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査ごととする。</p>	<p>・緊急時対策所（指稱所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>（規定なし）</p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備</p> <p><中 略></p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="454 407 1190 1187"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要求数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※5}を動作不能^{※6}とみなす。</td> <td>48時間 48時間 48時間 速やかに</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要求数を満足していない場合</td> <td>A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：代替品の補充等 ※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、大容量空冷式発電機、発電機車（中容量発電機車及び高圧発電機車）、直流電源用発電機、移動式大容量ポンプ車、可搬型ディーゼル注入ポンプ、可搬型電動ポンプ用発電機、取水用水中ポンプ用発電機、使用済燃料ピット及び復水タンク補給用水中ポンプ用発電機、代替緊急時対策所用発電機及び使用済燃料ピット水位（広域）（使用済燃料ピット監視装置用空気供給システム含む）をいう。 ※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要求数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	48時間 48時間 48時間 速やかに	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要求数を満足していない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間											
モード1、2、3及び4	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要求数を満足していない場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は B.2 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	48時間 48時間 48時間 速やかに											
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯蔵タンクの油量が運転上の制限を満足していない場合 B. タンクローリの所要求数を満足していない場合	A.1 保修課長は、燃料油貯蔵タンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 及び A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 B.1 保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行って速やかに復旧する。 及び B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）又はモード6（キヤピティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 及び B.4 保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに											

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																														
<p style="text-align: center;">〈附則第3項 従前の例〉</p> <p style="text-align: center;">表 83-19 緊急時対策所 (代替緊急時対策所)</p> <p style="text-align: center;">83-19-1 代替電源設備からの給電</p> <p style="text-align: center;">(1) 運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備 所要数 1台×2※1</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク ※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリ ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：代替緊急時対策所当たりの合計所要数 ※2：「83-15-8 燃料油貯蔵タンク、タンクローリによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること	適用モード	設 備 所要数 1台×2※1	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク ※2		タンクローリ ※2	<p style="text-align: center;">(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">項 目</th> <th style="width: 25%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 10%;">頻 度</th> <th style="width: 40%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所用発電機</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>防災課長 防災課長</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(3) 要求される措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">適用モード</th> <th style="width: 45%;">条 件</th> <th style="width: 20%;">要求される措置</th> <th style="width: 20%;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>30日 30日 10日 10日 12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合</td> <td>A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：代替品の補充等</p>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード5にする。	30日 30日 10日 10日 12時間 56時間	モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(指揮所)の設置に伴う変更
項 目	運転上の制限																															
代替緊急時対策所用発電機	代替緊急時対策所用発電機2台が動作可能であること																															
適用モード	設 備 所要数 1台×2※1																															
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク ※2																															
	タンクローリ ※2																															
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																													
代替緊急時対策所用発電機	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長																													
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																													
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合 B. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が1台未満である場合 C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 又は A.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機1台を動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 及び C.2 当直課長は、モード5にする。	30日 30日 10日 10日 12時間 56時間																													
モード5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な代替緊急時対策所用発電機が2台未満である場合	A.1 防災課長は、代替緊急時対策所用発電機2台を動作可能な状態に復旧する。 及び A.2 防災課長は、代替措置※を検討し、主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに																													

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">緊急時対策所 置に伴う変更</p>																				
<p><附則第3項 従前の例></p>																						
<p>83-19-2 居住性の確保</p>																						
<p>(1) 運転上の制限</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備</td> <td>(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統※1以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)代替緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設 備 所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化ファン 1台※2 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 1基※2 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) 400本以上※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 代替緊急時対策所エリアモニタ 1個※2 可搬型エリアモニタ(加圧判断用) ※3</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運 転 上 の 制 限	代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統※1以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)代替緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	適用モード	設 備 所要数	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所空気浄化ファン 1台※2 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 1基※2 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) 400本以上※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 代替緊急時対策所エリアモニタ 1個※2 可搬型エリアモニタ(加圧判断用) ※3														
項 目	運 転 上 の 制 限																					
代替緊急時対策所空気浄化系 代替緊急時対策所加圧設備 居住性確保設備	(1)代替緊急時対策所空気浄化系1系統※1以上が動作可能であること (2)代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)代替緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること																					
適用モード	設 備 所要数																					
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替緊急時対策所空気浄化ファン 1台※2 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 1基※2 代替緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) 400本以上※2 酸素濃度計 1個※2 二酸化炭素濃度計 1個※2 代替緊急時対策所エリアモニタ 1個※2 可搬型エリアモニタ(加圧判断用) ※3																					
<p>※1：1系統とは、代替緊急時対策所空気浄化ファン1台及び代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット1基</p> <p>※2：代替緊急時対策所当たりの合計所要数</p> <p>※3：「83-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p>																						
<p>(2) 確認事項</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">確 認 事 項</th> <th style="width: 20%;">頻 度</th> <th style="width: 20%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化系</td> <td>代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。</td> <td>1か月に1回 1年に1回</td> <td>防災課長 係修課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)</td> <td>代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であることを確認する。 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回 3か月に1回</td> <td>防災課長 防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3か月に1回</td> <td>安全管理課長 安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。	1か月に1回 1年に1回	防災課長 係修課長	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であることを確認する。 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	代替緊急時対策所エリアモニタ	代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	安全管理課長 安全管理課長		
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当																			
代替緊急時対策所空気浄化系	代替緊急時対策所空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上及び99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。	1か月に1回 1年に1回	防災課長 係修課長																			
代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)	代替緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の所要数が使用可能であることを確認する。 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回 3か月に1回	防災課長 防災課長																			
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																			
代替緊急時対策所エリアモニタ	代替緊急時対策所エリアモニタの機能を確認する。 代替緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回 3か月に1回	安全管理課長 安全管理課長																			

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
	<p>＜附則第3項 従前の例＞</p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 394 357 501">適用モード</th> <th data-bbox="336 501 357 696">条件</th> <th data-bbox="336 696 357 1106">要求される措置</th> <th data-bbox="336 1106 357 1227">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="357 394 394 501">モード1、2、3及び4</td> <td data-bbox="357 501 394 696">A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="357 696 394 1106">A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td data-bbox="357 1106 394 1227">速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="394 394 430 501">B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</td> <td data-bbox="394 696 430 1106">B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="394 1106 430 1227">10日 10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="430 394 467 501">C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="430 696 467 1106">C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="430 1106 467 1227">10日 10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="467 394 504 501">D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="467 696 504 1106">D.1 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td data-bbox="467 1106 504 1227">10日 10日</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="504 394 541 501">E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td data-bbox="504 696 541 1106">E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td data-bbox="504 1106 541 1227">12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="541 394 577 501">モード5、6及び使用済燃料ピレットを貯蔵している期間</td> <td data-bbox="541 501 577 696">A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="541 696 577 1106">A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td data-bbox="541 1106 577 1227">速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="577 394 614 501">B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合</td> <td data-bbox="577 696 614 1106">B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td data-bbox="577 1106 614 1227">速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="614 394 651 501">C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="614 696 651 1106">C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td data-bbox="614 1106 651 1227">速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="651 394 687 501">D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</td> <td data-bbox="651 696 687 1106">D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 及び D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td data-bbox="651 1106 687 1227">速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3及び4	A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日		C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合	C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日		D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日		E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5、6及び使用済燃料ピレットを貯蔵している期間	A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合	C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに		D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 及び D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	<p>・緊急時対策所(指挿所)の設置に伴う変更</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																							
モード1、2、3及び4	A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																							
	B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日																																							
	C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合	C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 又は C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日																																							
	D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 又は D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日																																							
	E. 条件B、C又はDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 及び E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																							
モード5、6及び使用済燃料ピレットを貯蔵している期間	A. 代替緊急時対策所エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 安全管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A.2 安全管理課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																							
	B. 代替緊急時対策所空気浄化系の全てが動作不能である場合	B.1 防災課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 及び B.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																							
	C. 代替緊急時対策所加圧設備が所要数を満足していない場合	C.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																							
	D. 使用可能な酸素濃度計又は二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 及び D.2 防災課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																							
		<p>※4：代替品の補充等</p>																																								

(規定なし)

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

<p>変更前</p>	<p>変更後</p>	<p>備考</p>										
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例> 第87条（予防保安を目的とした点検・保修を実施する場合）</p> <p>表 87-1（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連条文</th> <th>点検対象設備</th> <th>第87条適用時期</th> <th>点検時の措置</th> <th>実施頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 ※4：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※5}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第87条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。 ※5：モード1、2、3及び4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p>	関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度						<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>
関連条文	点検対象設備	第87条適用時期	点検時の措置	実施頻度								

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例> 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1.1項から1.1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長(当直課長を除く。)は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(2) 各課長(当直課長を除く。)は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時の場所(指揮所)の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第3項 従前の例＞</p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>＜中 略＞</p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>＜中 略＞</p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>＜中 略＞</p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2か所）に仮設フィルタを設置する。</p> <p>＜以下、省略＞</p>	<p>・緊急時対策所（指所所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例> 重大事故等及び大規模操縦対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p><中 略></p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の破ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び代替緊急時対策所におけるチェンレンジングエリア設置を行う。</p> <p><中 略></p> <p>(ウ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p><中 略></p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、代替緊急時対策所に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p><中 略></p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例> (続き)</p> <p>(イ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システムデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行う関係箇所と連絡を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた代替緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、代替緊急時対策所及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>(ロ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所(指稱所)の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;">重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表-1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等 表-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等 表-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 表-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等 表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 表-7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 表-9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 表-10 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等 表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等 表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等 表-14 電源の確保に関する手順等 表-15 事故時の計装に関する手順等 表-16 中央制御室の居住性等に関する手順等 表-17 監視測定等に関する手順等 表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所） 表-19 通信連絡に関する手順等 表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>・緊急時対策所（指所）の設置に伴う変更</p>
<p><附則第3項 従前の例></p>		

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p>表-18 <附則第3項 従前の例></p> <p>操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）</p> <p>① 方針目的 代替緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が代替緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所空気浄化装置による放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により代替緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1 代替緊急時対策所立上げの手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、代替緊急時対策所を立上げる。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所空気浄化装置運転手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化ファンを稼働、起動し、必要な換気を確保するとともに、代替緊急時対策所空気浄化フィルタを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、代替緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所の居住性確保の観点から、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、代替緊急時対策所内へ代替緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（指所）の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>（規定なし）</p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と代替緊急時対策所の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは代替緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で代替緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>ブルーム通過中においても、代替緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所加圧設備への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び代替緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所空気浄化装置から代替緊急時対策所加圧設備側へ切替えるとともに、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び代替緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、代替緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所加圧設備から代替緊急時対策所空気浄化装置側へ切替える。</p> <p>必要な指示及び通信連絡</p> <p>1 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる以下の事項について明確にする。</p> <p>通信連絡設備により、必要なフロントパネル等監視又は収集する。</p>	<p>・緊急時対策所（指所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p style="text-align: center;"><附則第3項 従前の例></p> <p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及びSPDS データ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、代替緊急時対策所に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p> <p>必要な数の要員の収容 代替緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について 緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p>	<p>・緊急時対策所（指所所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>緊急時対策本部は、代替緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、代替緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所空気浄化装置の切替手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの線量が上昇する等、切替えが必要となった場合、代替緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、代替緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u> 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源として代替緊急時対策所用発電機により代替緊急時対策所へ給電する。 なお、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器への給電については、大容量空冷式発電機により実施する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-19「通信連絡に関する手順等」を参照</p> <p>1 代替緊急時対策所用発電機による給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である代替緊急時対策所用発電機から給電する。 (1) 代替緊急時対策所用発電機は、代替緊急時対策所の立上げ時にケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し代替緊急時対策所へ給電を開始する。 (2) 代替緊急時対策所用発電機は、給油等が必要な場合、切替えを行う。 (3) 代替緊急時対策所用発電機には固体廃棄物貯蔵庫近傍に設置している燃料油貯蔵タンクより給油する。 ア 代替緊急時対策所用発電機準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う。 イ 代替緊急時対策所用発電機起動手順 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時における代替緊急時対策所用発電機の起動を行う。 ウ 代替緊急時対策所用発電機の切替及び燃料給油手順 (7) 代替緊急時対策所用発電機の切替手順</p>	<p>・緊急時対策所（指稱所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>緊急時対策本部は、燃料給油等が必要な場合、代替緊急時対策所用発電機の切替えを行う。</p> <p>エ 代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへの燃料給油手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所用発電機を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクからタンクローリへ給油し、代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへ補給を行う。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所用発電機の待機運転手順 緊急時対策本部は、ブルーム放出のおそれがある場合、待機側の代替緊急時対策所用発電機を起動して無負荷運転で待機させる。ブルーム通過中に発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の代替緊急時対策所用発電機からの給電に切替える。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給 代替緊急時対策所用発電機への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びびタンクローリを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (指稱所) の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>表-19</p> <p>＜附則第3項 従前の例＞</p> <p>操作手順</p> <p>19. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>発電所内の通信連絡</p> <p>1 発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、代替緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線電話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(2) また、データ伝送設備（発電所内）により、代替緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送して、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び炉子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と代替緊急時対策所との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>発電所外（社内外）との通信連絡</p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、代替緊急時対策所と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、代替緊急時対策所と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）、緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及び SPDS データ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）」参照</p>	<p>・緊急時対策所（指稱所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																																																																			
	<p>＜附則第3項 従前の例＞</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視*</td> <td>研修対応要員</td> <td>1</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16</td> <td rowspan="2">中央制御室熱気空調設備の運転手続等*</td> <td>研修対応要員</td> <td>8</td> <td rowspan="2">45分</td> </tr> <tr> <td>運転員等 (中央制御室)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替空気 (窒素) によるアニュラス空気浄化設備の運転*</td> <td colspan="3">No.10にて整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">17</td> <td>可搬型モニタリングポスト設置・測定</td> <td>安全管理班</td> <td>2</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の濃度測定</td> <td>安全管理班</td> <td>2</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>海水、排水測定</td> <td>安全管理班</td> <td>3</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング測定準備</td> <td>安全管理班</td> <td>2</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング測定</td> <td>安全管理班</td> <td>2</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ配置・測定</td> <td>安全管理班</td> <td>2</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>安全管理班</td> <td>2</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測装置設置・測定</td> <td>総括班</td> <td>4</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所空気浄化装置運転</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>1</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>1</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>代替緊急時対策所用発電機起動準備</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>1</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所用発電機起動</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>1</td> <td>10分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代替緊急時対策所用発電機燃料補給</td> <td>緊急時対策本部要員 (総括班他)</td> <td>6</td> <td>1時間20分</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>(成立性が要求される対応手段なし)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視*	研修対応要員	1	20分	16	中央制御室熱気空調設備の運転手続等*	研修対応要員	8	45分	運転員等 (中央制御室)	1		代替空気 (窒素) によるアニュラス空気浄化設備の運転*	No.10にて整備する。			17	可搬型モニタリングポスト設置・測定	安全管理班	2	2時間	空気中の放射性物質の濃度測定	安全管理班	2	1時間	海水、排水測定	安全管理班	3	3時間	海上モニタリング測定準備	安全管理班	2	2時間	海上モニタリング測定	安全管理班	2	2時間	可搬型エリアモニタ配置・測定	安全管理班	2	2時間	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	安全管理班	2	2時間	可搬型気象観測装置設置・測定	総括班	4	3時間	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	20分	代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	20分	18	代替緊急時対策所用発電機起動準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	20分		代替緊急時対策所用発電機起動	緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	10分		代替緊急時対策所用発電機燃料補給	緊急時対策本部要員 (総括班他)	6	1時間20分	19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所 (指所) の設置に伴う変更
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																																	
15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視*	研修対応要員	1	20分																																																																																	
16	中央制御室熱気空調設備の運転手続等*	研修対応要員	8	45分																																																																																	
		運転員等 (中央制御室)	1																																																																																		
	代替空気 (窒素) によるアニュラス空気浄化設備の運転*	No.10にて整備する。																																																																																			
17	可搬型モニタリングポスト設置・測定	安全管理班	2	2時間																																																																																	
	空気中の放射性物質の濃度測定	安全管理班	2	1時間																																																																																	
	海水、排水測定	安全管理班	3	3時間																																																																																	
	海上モニタリング測定準備	安全管理班	2	2時間																																																																																	
	海上モニタリング測定	安全管理班	2	2時間																																																																																	
	可搬型エリアモニタ配置・測定	安全管理班	2	2時間																																																																																	
	モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策	安全管理班	2	2時間																																																																																	
	可搬型気象観測装置設置・測定	総括班	4	3時間																																																																																	
	代替緊急時対策所空気浄化装置運転	緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	20分																																																																																	
	代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	20分																																																																																	
18	代替緊急時対策所用発電機起動準備	緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	20分																																																																																	
	代替緊急時対策所用発電機起動	緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	10分																																																																																	
	代替緊急時対策所用発電機燃料補給	緊急時対策本部要員 (総括班他)	6	1時間20分																																																																																	
19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—																																																																																	
	<p>(規定なし)</p>																																																																																				
	<p>※有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段</p>																																																																																				

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p><中 略></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><中 略></p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(イ) プルーム放出時及びフィルタベント時には、最低限必要な対応要員は代替緊急時対策所に とどまり、プルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。</p> <p><中 略></p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たった際の拠点は、代替緊急 時対策所を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たった際の拠点は□とする。 また、代替緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設 置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例></p> <p>2.2 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(4) APC 等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p><中 略></p> <p>ウ 防災課長及び発電課長は、中央制御室及び代替緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>中央制御室又は代替緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所 (指所) の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第3項 従前の例> APC 等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順</p> <p style="text-align: right;">表-26</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応所 (指所) の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項から 1.5 項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 以下、省略 ＞</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>1 火災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項から 1.5 項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>1.5 手順書の整備</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜ 中 略 ＞</p> <p>サ 外部火災によるばい煙発生時の対応 当直課長は、ばい煙発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指播所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応 当直課長は、有毒ガス発生時、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指播所）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p style="text-align: center;">＜ 以下、省略 ＞</p>	<p>・緊急時対策所（指播所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、代替緊急時対策所の居住性を確保する。 代替緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、<u>入口扉（2か所）に仮設フィルタを設置する。</u></p> <p><以下、省略></p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>3 火山影響等発生時、降雪 防災課長は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課長（当直課長を除く。）は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><中 略></p> <p>3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 <u>防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指播所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</u></p> <p><中 略></p> <p>キ 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 緊急時対策本部は、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するため、<u>換気空調系の停止により緊急時対策所（指播所）の居住性を確保する。</u></p> <p><以下、省略></p>	<p>• 緊急時対策所（指播所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(ウ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p><中 略></p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び代替緊急時対策所におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p><中 略></p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、代替緊急時対策所に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p><中 略></p>	<p>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p><中 略></p> <p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(ウ) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p><中 略></p> <p>c 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指揮所）におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p><中 略></p> <p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p><中 略></p>	<p>・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(続き)</p> <p>(7) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システムデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連絡を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた代替緊急時対策所</p> <p>b 実施組織が中央制御室、代替緊急時対策所及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>(7) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<p>(続き)</p> <p>(7) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時運転パラメータ伝送システム、及びSPDSデータ表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連絡を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（テレビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所（指揮所）</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所（指揮所）及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>(7) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報及び連絡を実施できるように衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は、緊急時対策本部の総括班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と緊急時対策本部間において、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）等を使用することにより、発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p style="text-align: right;"><以下、省略></p>	<p>緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表-1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計表に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (代替緊急時対策所)</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>表-1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>表-2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>表-4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等</p> <p>表-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>表-6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>表-7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>表-8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>表-9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>表-10 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>表-11 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>表-12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>表-13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>表-14 電源の確保に関する手順等</p> <p>表-15 事故時の計表に関する手順等</p> <p>表-16 中央制御室の居住性等に関する手順等</p> <p>表-17 監視測定等に関する手順等</p> <p>表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (指標所))</p> <p>表-19 通信連絡に関する手順等</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>緊急時対策所 (指標所) の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">表-18</p> <p>操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）</p> <p>① 方針目的 代替緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が代替緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うこととする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、代替緊急時対策所空気浄化装置による放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により代替緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1 代替緊急時対策所立上げの手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、代替緊急時対策所を立上げる。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所空気浄化装置運転手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要換気を確保するとともに、代替緊急時対策所空気浄化フィルタを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、代替緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所の居住性確保の観点から、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、代替緊急時対策所内へ代替緊急時対策所エアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>	<p style="text-align: center;">表-18</p> <p>操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指播所））</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所（指播所）に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所（指播所）にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な居住性の確保、必要な指示及び通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うこととする。</p> <p>② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所（指播所）の居住性を確保する。</p> <p>1 緊急時対策所立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指播所）を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（指播所）を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所（指播所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指播所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指播所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所内へ緊急時対策所エアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p>	<p>・緊急時対策所（指播所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>可搬型エアリモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と代替緊急時対策所の中間位置に配備する可搬型エアリモニタは代替緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。可搬型エアリモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。 (1) 代替緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エアリモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で代替緊急時対策所にとどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、代替緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとる交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 代替緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エアリモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 代替緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エアリモニタ（加圧判断用）及び代替緊急時対策所エアリモニタの指示値が上昇した場合、速やかに代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所空気浄化装置から代替緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、代替緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所空気浄化装置への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エアリモニタ（加圧判断用）及び代替緊急時対策所エアリモニタの指示値が低下し、代替緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、代替緊急時対策所換気設備を代替緊急時対策所加圧設備から代替緊急時対策所空気浄化装置側へ切替える。</p>	<p>可搬型エアリモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指種所）の中間位置に配備する可搬型エアリモニタは緊急時対策所（指種所）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エアリモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。 (1) 緊急時対策所（指種所）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エアリモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を目安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（指種所）にとどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、緊急時対策所（指種所）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エアリモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、可搬型エアリモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エアリモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替えるとともに、緊急時対策所（指種所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エアリモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エアリモニタの指示値が低下し、緊急時対策所（指種所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切替える。</p>	<p>・緊急時対策所（指種所）の設置に伴う変更</p>
<p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる以下の事項について明確にする。 1 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するため、代替緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なアラートパラメータ等を監視又は収集する。</p>	<p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる以下の事項について明確にする。 1 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するため、緊急時対策所（指種所）の情報収集設備及び通信連絡設備により、必要なアラートパラメータ等を監視又は収集する。</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、<u>代替緊急時対策所に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</u></p> <p>3 重大事故等が発生した場合、<u>代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</u></p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、<u>代替緊急時対策所</u>の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>(1) <u>代替緊急時対策所</u>情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、<u>代替緊急時対策所</u>情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及びSPDS データ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p> <p>防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、<u>代替緊急時対策所に配備する</u>。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、<u>代替緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</u></p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>2 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、<u>緊急時対策所（指種所）に配備し、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</u></p> <p>3 重大事故等が発生した場合、<u>緊急時対策所（指種所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</u></p> <p>4 全交流動力電源喪失時は、<u>代替交流電源設備により緊急時対策所（指種所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</u></p> <p>(1) <u>緊急時対策所（指種所）</u>情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、<u>緊急時対策所（指種所）</u>情報収集設備である緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 及びSPDS データ表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p> <p>防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、<u>緊急時対策所（指種所）に配備する</u>。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、<u>緊急時対策所（指種所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</u></p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>・緊急時対策所（指種所）の設置に伴う変更</p>
<p>必要な数の要員の収容</p> <p>代替緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、<u>代替緊急時対策所</u>空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェン징ングエリアの設置及び運用手順</p>	<p>必要な数の要員の収容</p> <p>緊急時対策所（指種所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、<u>緊急時対策所</u>空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エアリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p> <p>(2) チェン징ングエリアの設置及び運用手順</p>	

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>緊急時対策本部は、<u>代替緊急時対策所</u>への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、<u>緊急時対策所</u>の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) <u>代替緊急時対策所</u>空気浄化装置の切替手順 <u>緊急時対策本部</u>は、<u>代替緊急時対策所</u>空気浄化フィルタユニットの線量が上昇する等、<u>切替え</u>が必要となった場合、<u>代替緊急時対策所</u>空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について <u>緊急時対策本部</u>は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、<u>代替緊急時対策所</u>内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u> <u>緊急時対策本部</u>は、全交流動力電源喪失時、<u>代替電源</u>として<u>代替緊急時対策所用発電機</u>により<u>代替緊急時対策所</u>へ給電する。 なお、<u>代替緊急時対策所</u>の積取集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器については、<u>給電</u>については、大容量空冷式発電機により<u>給電</u>する。 <u>給電の手順</u>は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-19「通信連絡に関する手順等」を参照</p> <p>1 <u>代替緊急時対策所用発電機</u>による給電 <u>緊急時対策本部</u>は、全交流動力電源喪失時、<u>代替電源</u>（交流）である<u>代替緊急時対策所用発電機</u>から給電する。 (1) <u>代替緊急時対策所用発電機</u>は、<u>代替緊急時対策所</u>の立上げ時にケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し<u>代替緊急時対策所</u>へ給電を開始する。 (2) <u>代替緊急時対策所用発電機</u>は、給油等が必要な場合、<u>切替え</u>を行う。 (3) <u>代替緊急時対策所用発電機</u>には固体廃棄物貯蔵庫近傍に設置している燃料油貯蔵タンクより給油する。 ア <u>代替緊急時対策所用発電機</u>準備手順 <u>緊急時対策本部</u>は、<u>代替緊急時対策所</u>立上げ時のケーブル接続を行う。 イ <u>代替緊急時対策所用発電機</u>起動手順 <u>緊急時対策本部</u>は、全交流動力電源喪失時における<u>代替緊急時対策所用発電機</u>の起動を行う。 ウ <u>代替緊急時対策所用発電機</u>の切替及び燃料給油手順 (7) <u>代替緊急時対策所用発電機</u>の切替手順</p>	<p><u>緊急時対策本部</u>は、<u>緊急時対策所</u>への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、<u>緊急時対策所</u>の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>(3) <u>緊急時対策所</u>非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 <u>緊急時対策本部</u>は、<u>緊急時対策所</u>非常用空気浄化フィルタユニットの線量が上昇するなど切替えが必要となった場合、<u>緊急時対策所</u>非常用空気浄化フィルタユニットを待機側へ切替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>2 飲料水、食料等について <u>緊急時対策本部</u>は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、<u>緊急時対策所</u>内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p><u>代替電源設備からの給電</u> <u>緊急時対策本部</u>は、全交流動力電源喪失時、<u>代替電源</u>として<u>緊急時対策所用発電機</u>により<u>緊急時対策所</u>（<u>指挿所</u>）へ給電する。 なお、<u>緊急時対策所</u>パラメータ伝送システム(SPDS)のうち原子炉補助建屋に設置されている機器については、<u>代替電源</u>として大容量空冷式発電機により<u>給電</u>する。 <u>給電の手順</u>は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p> <p>1 <u>緊急時対策所用発電機</u>による給電 <u>緊急時対策本部</u>は、全交流動力電源喪失時、<u>代替電源</u>（交流）である<u>緊急時対策所用発電機</u>から給電する。 (1) <u>緊急時対策所用発電機</u>は、<u>緊急時対策所</u>（<u>指挿所</u>）の立上げ時にケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し<u>緊急時対策所</u>（<u>指挿所</u>）へ給電を開始する。 (2) <u>緊急時対策所用発電機</u>には緊急時対策棟（<u>指挿所</u>）近傍に設置する<u>緊急時対策所用発電機</u>車用燃料油貯蔵タンクより給油する。 ア <u>緊急時対策所用発電機</u>準備手順 <u>緊急時対策本部</u>は、<u>緊急時対策所</u>（<u>指挿所</u>）立上げ時のケーブル及び燃料油供給ホース接続を行う。 イ <u>緊急時対策所用発電機</u>起動手順 <u>緊急時対策本部</u>は、全交流動力電源喪失時における<u>緊急時対策所用発電機</u>の起動を行う。 ウ <u>緊急時対策所用発電機</u>の切替手順 (7) <u>緊急時対策所用発電機</u>の切替手順</p>	<p>・<u>緊急時対策所</u>（<u>指挿所</u>）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>緊急時対策本部は、燃料給油等が必要な場合、代替緊急時対策所用発電機の切替えを行う。</p> <p>エ. 代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへの燃料給油手順 緊急時対策本部は、代替緊急時対策所用発電機を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクからタンクローリへ給油し、代替緊急時対策所用発電機燃料タンクへ補給を行う。</p> <p>(4) 代替緊急時対策所用発電機の待機運転手順 緊急時対策本部は、ブルーム放出のおそれがある場合、待機側の代替緊急時対策所用発電機を起動して無負荷運転で待機させる。ブルーム通過中に発電機の切替えが必要になった場合には、速やかに待機側の代替緊急時対策所用発電機からの給電に切替える。</p> <p>(配慮すべき事項) 1 燃料補給 代替緊急時対策所用発電機への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンク及びタンクローリを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照</p>	<p>緊急時対策本部は、緊急時対策所用発電機重の切替えを行う。</p> <p>(配慮すべき事項) 1 燃料補給 緊急時対策所用発電機重への給油は、緊急時対策所用発電機重用給油ポンプから緊急時対策所用発電機重へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機重用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機重用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機重用燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>	<p>・緊急時対策所（指所研）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>19. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、代替緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(2) また、データ伝送設備（発電所内）により、代替緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送して、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と代替緊急時対策所との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p><u>発電所外（社内外）との通信連絡</u></p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、代替緊急時対策所と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>19. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指標所）との間で相互に通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(2) また、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指標所）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送して、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所と共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所（指標所）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p><u>発電所外（社内外）との通信連絡</u></p> <p>1 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策所（指標所）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>・緊急時指標所（指標所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、<u>代替緊急時対策所</u>と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（代替緊急時対策所）」参照</p>	<p>(2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、<u>緊急時対策所（指配所）</u>と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>2 代替電源設備からの給電 当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指配所）」参照</p>	<p>・緊急時対策所（指配所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前		変 更 後		備 考
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/5)				
操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視※ 中央制御室換気空調設備の運転手順等※	係修対応要員	1	20分
		係修対応要員 運転員等 (中央制御室)	8	45分
16	代替空気 (窒素) によるアニュウラス空気浄化設備の運転※ 可搬型モニタリングポスト設置・測定 空气中の放射性物質の濃度測定 海水、排水測定 海上モニタリング測定準備 海上モニタリング測定	No. 10にて整備する。		
		安全管理班	2	2時間
17	可搬型エリアモニタ配置・測定 モニタリングステーション及びモニタリングポストのバックグラウンド低減対策 可搬型気象観測装置設置・測定	安全管理班	2	2時間
		安全管理班	2	2時間
18	代替緊急時対策所用空気を浄化装置運転 代替緊急時対策所用加圧設備による空気供給準備 代替緊急時対策所用発電機起動準備 代替緊急時対策所用発電機起動 代替緊急時対策所用発電機燃料補給	総括班	4	3時間
		緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	20分
19	(成立性が要求される対応手段なし)	緊急時対策本部要員 (総括班他)	6	1時間 20分
		緊急時対策本部要員 (総括班他)	1	10分

表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/5)

※有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

・緊急時対策所 (指稱所) の設置に伴う変更

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p><中 略></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><中 略></p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たつての拠点は、<u>代替緊急時対策所</u>を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たつての拠点は とする。 また、<u>代替緊急時対策所</u>以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p><中 略></p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備</p> <p><中 略></p> <p>(1) 体制の整備</p> <p><中 略></p> <p>ア 対応要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p><中 略></p> <p>(イ) プルーム放出時及びフィルタータレント時には、最低限必要な対応要員は<u>緊急時対策所</u>（<u>指 揮 所</u>）にとどまり、プルーム通過後又は放射線防護上の確認が終了した後、活動を再開する。</p> <p><中 略></p> <p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設要員を除く）が対応を行うに当たつての拠点は、<u>緊急時対策所</u>（<u>指 揮 所</u>）を基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たつての拠点は とする。 また、<u>緊急時対策所</u>（<u>指 揮 所</u>）外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>・<u>緊急時対策所</u>（<u>指 揮 所</u>）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>2.2 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(4) APC 等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p><中 略></p> <p>ウ 防災課長及び発電課長は、中央制御室及び代替緊急時対策所が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p><中 略></p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>中央制御室又は代替緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p><以下、省略></p>	<p>2.2 手順書の整備</p> <p><中 略></p> <p>(4) APC 等による大規模損壊発生時の対応における考慮</p> <p><中 略></p> <p>ウ 防災課長及び発電課長は、中央制御室及び緊急時対策所（指挿所）が機能喪失する過酷な状態において、原子炉施設の把握及びAPC等による大規模損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類及び入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作</p> <p><中 略></p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>(イ) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p><中 略></p> <p>中央制御室又は緊急時対策所（指挿所）での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・緊急時対策所（指挿所）の設置に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>APC 等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順</p> <p style="text-align: right;">表-26</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>	<p>APC 等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な措置の運用手順</p> <p style="text-align: right;">表-26</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>操作手順 原子炉格納容器の過圧破損防止の手順</p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（指揮所）の設置に伴う変更